

## 野焼きは原則禁止です！！

- ダイオキシン対策のため、廃棄物の野焼きは一部の例外を除き法律で禁止されています。  
(ドラム缶や小型焼却炉での焼却もできません。)  
\*違反すると5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はこの併科に処せられます。
- 家庭ごみは野焼きをせず、町のごみ収集(燃えるごみ)日に出してください。

### 野焼きの例外として認められる場合(必要最小限)

- ①農林業を営むために行う畦畔等の雑草刈り後の焼却(稲わらの焼却など)
- ②「とんどさん」などの風俗習慣や宗教上の行為(プラスチック類は除く)
- ③たき火やキャンプファイヤーなどの軽微なもの



### 上記の行為をする場合に守ること

- ・火災に留意して消火するまでその場を離れないこと
- ・周辺地域の生活環境や付近に暮らす方々に十分配慮すること
- ・奥出雲消防署に届け出ること(情報35-2166、NTT54-2166)  
\*これは、火災とまぎらわしい行為となるため、前もって届け出てもらうものです。

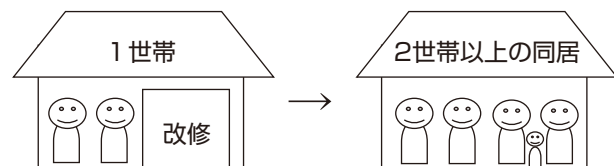
お問い合わせ先  
役場町民課  
有線 31-5108  
NTT 54-2510

## 「親元へ住もう補助金」のご案内

親世帯との同居住宅、近居住宅の改修・取得に対して経費の一部を助成します！

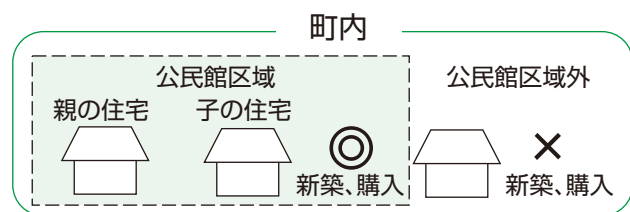
### ○同居住宅に対する助成

(2親等以内の親族と同居するために改修した場合)



### ○近居住宅に対する助成

(1親等以内の親族と同一公民館区域内に住宅を取得する場合)



|         |             |
|---------|-------------|
| 助成対象経費  | 事業費30万円以上   |
| 町内からの転居 | 補助金上限額 30万円 |
| 町外からの転入 | 補助金上限額 50万円 |
| 補助率     | 2分の1        |

### =交付までの流れ=

- ① 事前にお問合せください。
- ② 申請書・必要書類の提出
- ③ 工事着工
- ④ 竣工(報告書の提出)
- ⑤ 検査員による検査
- ⑥ 交付決定後、補助金支払

お問い合わせ先  
役場 地域振興課  
有線 31-5264  
NTT 54-2524

※同居後、改修・取得後の事後申請は受け付けできません。  
交付には要件がありますので、必ず事前にお問い合わせください。

## 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

松江地方法務局及び島根県人権擁護委員連合会では、女性をめぐる様々な人権問題の解決を図るため、下記のとおりいつもより相談時間を延長して電話での相談に応じます。  
夫やパートナーからの暴力、職場におけるセクシュアル・ハラスメントやストーカー行為などでお困りの方、周りでそういったことを見聞きしたという方はどうぞ電話をかけてみてください。相談は無料で秘密は守られますので、一人で悩まずお気軽にご相談ください。

### 相談ダイヤル 0570-070-810

【期間】11月16日(月)～22日(日)  
【時間】月曜日～金曜日 午前8時30分～午後7時  
土曜日、日曜日 午前10時～午後5時  
※なお、この期間外でも随時相談に応じていますのでご利用ください。  
松江地方法務局出雲支局 電話 0853-20-7732  
平日 8時30分～17時15分

【相談員】法務局職員又は人権擁護委員  
【お問い合わせ先】役場町民課町民グループ  
有線 31-5105  
NTT 54-2510



## 入居者募集！ 高齢者生活ホーム はらぐち荘

所在地：奥出雲町稲原739番地(原口自治会) 部屋数：5室

高齢または冬季間の積雪等のため、在宅で生活することが困難な方に、一定期間住居を提供します。

### ○利用対象者

1. 町内に居住する60歳以上のひとり暮らしの方または夫婦のみの世帯の方
2. 身の回りのことが自分でできる方(介護保険の認定を受けていない方)
3. 感染症の疾患をお持ちでない方
4. 医療機関などで特別な治療を受けていない方

### ○設備について

居室5部屋 個室(すべて和室、エアコン完備)  
共有部分 浴室、洗面脱衣場(洗濯機、衣類乾燥機)、トイレ  
台所・食堂(IHキッチン、冷蔵庫、レンジ、炊飯器、電気ポット)  
和室2部屋(エアコン完備)

### ○生活について

共同生活の施設です。(調理、掃除などは協力して生活していただきます)  
管理人は常駐しませんが、奥出雲町社会福祉協議会が相談、施設管理、安否確認を行います。

### ○使用料

前年度収入に応じて使用料金が決まります。(光熱水費、食材料費は実費負担)

### ○利用手続き

申請書類等を提出し、利用の許可を受ける必要があります。

### ○利用申込先・お問い合わせ先

役場 福祉事務所 情報：31-5373 NTT：54-2541